

2026年9月29日(火)

までに見積書を資産活用課へ提出してください。

の見積書は、福山地区消防組合用の様式を使用してください。

No. 1 仕様書

1 品名

高齢者肺炎球菌接種案内はがき

2 はがきの規格等

規格寸法：はがき 105mm×145mm

印刷様式：フルカラー両面印刷

マットコート110K

耐熱インキを使用すること

鮮明に印刷すること

加工：二つ折り全面圧着

印刷内容：原稿を電子データ渡し（CSV形式）

文字：宛名等はMS明朝、原稿の文字はデータのとおり

特殊：料金後納郵便にて使用できるようにすること

数量：1, 220枚

（内24枚は予備であり、宛名印字はなし。予備の枚数は増減の可能性あり。）

3 個人情報の取扱いについて

別記 個人情報取扱特記事項のとおり

4 その他仕様について

表面に宛名を印刷。宛名データについては次のとおり。

① 外部記録媒体については、直接手渡しとする。

② 宛名データの提供日は要相談。

③ 福山市が提供するデータについては、別途提供する「予防接種宛名データ受渡要領」を参照すること。

④ 宛名データと合わせてUnicode外字とRSFontを提供するので、使用すること。

はがきを提供するデータ順に並べ、箱詰めし、保管すること（箱詰めは、はがきの順番が容易に分かるものとする。）。
また、箱は納入業者にて準備すること。

後日、はがきの抜き取りを行う場合があるため、抜き取りが容易な方法で保管すること。

5 校正回数

2回

6 納品場所

すこやかセンター4階 保健予防課

7 納期

2026年（令和8年）10月30日（金）

担当：保健予防課 櫻井

TEL：084-928-1127

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（アクセス記録の管理）

第6 受注者は、個人情報に対するアクセス記録（認証、アクセス、利用状況及び外部記録媒体利用等）を適切に記録及び管理し、発注者から求められたときは、そのアクセス記録及び管理の状況を報告しなければならない。

（従事者への周知及び監督）

第7 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

（複写・複製の禁止）

第9 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第10 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還し、又は廃棄しなければならない。

（取扱状況の報告及び調査）

第11 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

（漏えい等の発生時における報告）

第12 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託先により発生し、又は発生したお

それがあある場合を含む。)を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

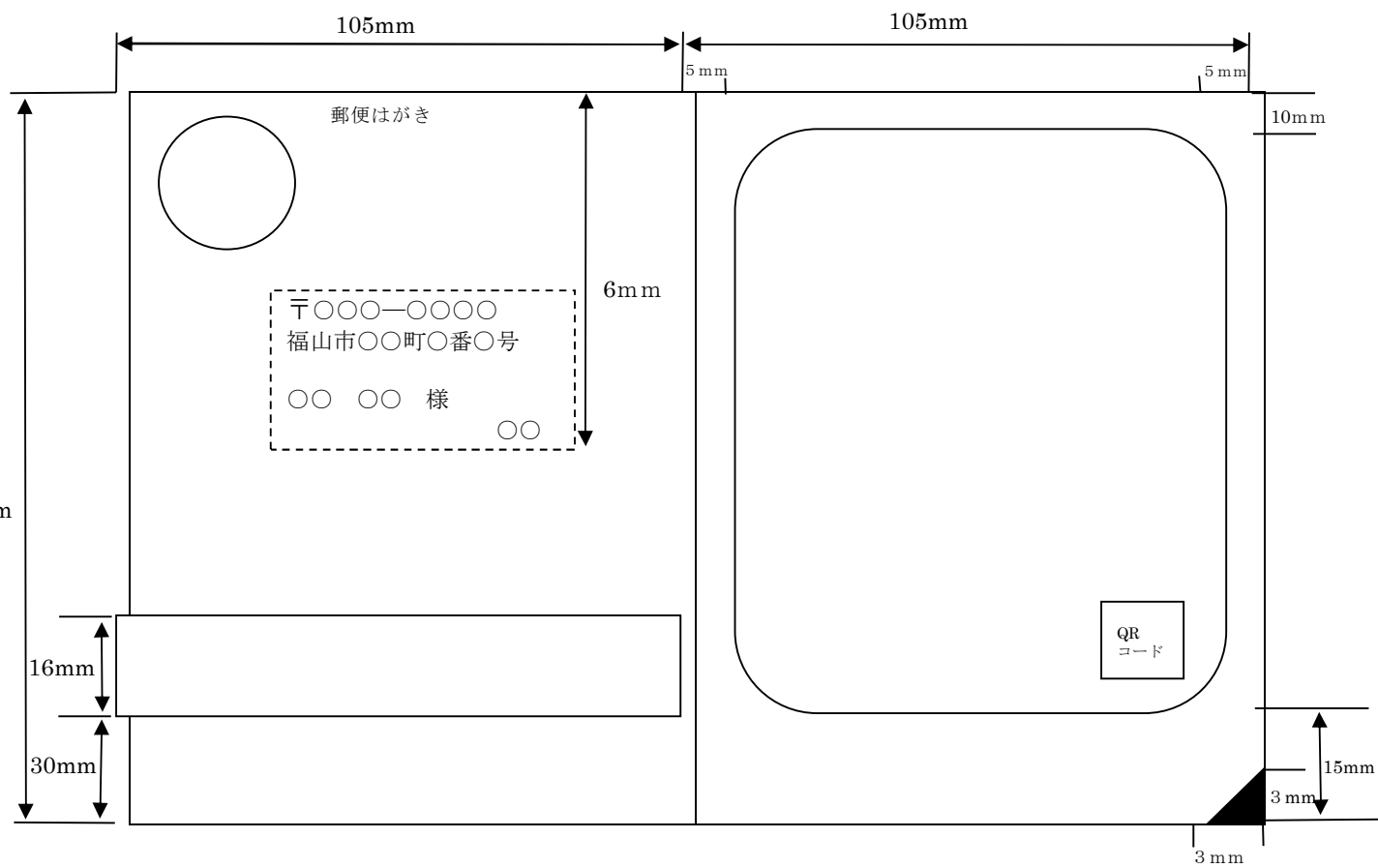
(契約解除)

第13 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第14 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

イメージ
(外側)



(内側)

